

静かな空をもとめて

2017年
10月11日(水)

第2次 新横田基地 公害訴訟

判決日号外

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

第19回口頭弁論（判決）午前10時30分～

2013（平成25）年3月26日の提訴以来4年半、いよいよ判決の日を迎えました。

家族で過ごすだんらんのひとときと、一日の疲れを癒す眠りの時間を、せめて静かにしてほしいというささやかな願いに、裁判所が判決でどう答えるのか。横田基地の騒音を巡る裁判は、1976（昭和51）年の提訴以来、41年後の今日まで続いてきました。根本的な解決につながる判決が期待されます。

判決のポイントは、3つです。

まず、被害の原因である騒音の差止めが認められるかどうか。

次に、騒音被害に対する賠償が認められるかどうか。

最後に、賠償はどの程度、どの範囲で、いつまで認められるか。

これらのポイントに裁判所がどう答えるのか、注目しましょう。

弁護士会館にて報告集会（判決後）

判決を聞いただけでは分かりにくいところもあるかも知れませんが、判決後、弁護士会館で行われる報告集会で弁護団から判決についての説明があります。分からないことは遠慮なく質問しましょう。

—本日の行動スケジュール—

- 9:30 判決前集会
- 9:50 入廷行進
- 10:00 傍聴者抽選発表
- 10:30 判決言い渡し（入廷者以外は裁判所前で待機）
判決後、弁護士会館へ移動して下さい
- 11:00頃 報告集会・記者会見
- 12:30 報告集会終了

本日午後からは、外務省・防衛省へ判決報告と要請行動に取り組みます。こちらは弁護団・原告団の代表が行きます。

